

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決定方法

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、令和2・3年度は均等割額が47,900円から50,600円、所得割率が9.26%から9.95%に変更されます。今回の見直しでは医療費の増加などにより、保険料の大幅な上昇が見込まれましたが、財源不足に備えて積み立てている基金などを活用し急激な上昇を抑えています。

熊本県後期高齢者医療広域連合の 令和2・3年度の保険料率

○均等割額：50,600円 ○所得割率：9.95%

保険料額 (年額)	=	均等割額 50,600円	+	所得割額 (総所得金額－33万円)×9.95%
※上限額64万円				

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。



【所得が低い人の軽減】

◆保険料の均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などに応じて、下表のとおり均等割額が軽減されます。これまで8割軽減の対象であった人は軽減割合が7割、8.5割軽減の対象であった人は軽減割合が7.75割となりますが、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の給付が併せて実施されます。また、5割・2割軽減の対象者が拡大されます。（太枠）

総所得金額の基準	軽減割合
「基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる人	7割
「基礎控除額（33万円）を超えない世帯	7.75割
「基礎控除額（33万円）」+「28万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
「基礎控除額（33万円）」+「52万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

【被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減】

被用者保険加入者に扶養されていた人は、特例措置として、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、保険料の均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

◆対象者

後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は次の2通りです。

<p>①特別徴収（通常） 年金からの差し引きです（手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます）。 ■令和2年4月から年金からの差し引きによって納付</p>	<p>②普通徴収 納付書での窓口納付または口座引き落としでの納付です（特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法） ■令和2年7月から納付書または口座振替によって納付</p>
--	--

◆特別徴収への変更

現在普通徴収の人で、平成31年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、右の表のとおり令和2年度途中から特別徴収となる見込みです。

※年金受給額が年間18万円未満の人などを除く

【令和2年度中に特別徴収に変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始月
平成31年4月2日～ 令和元年10月1日	普通徴収は ありません	令和2年4月
令和元年10月2日～ 令和2年3月31日	令和2年 7・8・9月	令和2年10月

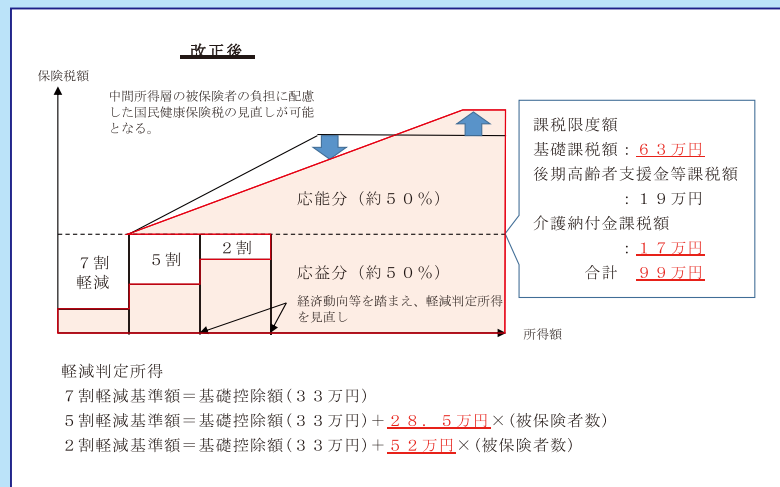
◆口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により口座振替による納付へ変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険税のお知らせ

●法令改正によるもの

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げ
- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5千円に引き上げ
- 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げ



【お問い合わせ】 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851